

■再質問への回答書

No.	質問区分	資料名	該当ページ	質問内容	回答
1	提案可能エリア	質問への回答書	No 8、No12	各施設とも、御市の掲げる基本方針を実現するために、示されているエリア外でも良い提案ができる可能性もあるかと思いますが、現在示されているエリアを設定された理由をご教示ください。	平成18年鞍ヶ池公園再整備基本計画に基づいてエリアを設定しています。
2	計画の中止によるペナルティ	公募設置等指針	P11第2章(4)	質疑回答でペナルティについて回答がありましたが、通常、基本協定締結後の解除等による場合、ペナルティが発生する認識ですが、その理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
3	自主事業の使用料単価	公募設置等指針	P15第3章(2)⑤	公園施設を管理する場合の使用料単価についての算定方法において土地の課税標準額とありますが、鞍ヶ池公園の標準額をお示しいただくことは可能でしょうか？また、標準額の上昇による使用料金の変動は無いとの認識でよろしいでしょうか？	土地の課税標準額は、どの公園施設を管理するか、使用用途や、公園内であっても場所によって土地の課税標準額が変わります。課税標準額の一例としては、鞍ヶ池ハイウェイオアシス周辺で建設予定の公園施設をレストラン・ストア等のために貸し出す場合は、土地の課税標準額12,931円/㎡となります。 自主事業など既存の公園施設を活用する提案をご検討の際は、「公園施設を管理する場合」の使用料が必要となります。応募登録した法人又は法人グループに限り、課税標準額の質問を2月10日(月)まで受け付けるものとします。受け付けた課税標準額の質問は、2月21日(金)までに回答を公表します。質問に際しては様式2-3 課税標準額質問書をご利用ください。 使用料単価は、課税標準額の変動に関わらず公募設置等計画の価額提案書に記載された提案額をベースとしますが、許可期間を延伸する際には、豊田市と協議することも可能とします。
4	応募登録	公募設置等指針	P24第4章(2)③	応募登録において構成の変更は可能とのことですが、変更した場合は、届出等の提出は必要になるのでしょうか？	応募登録申込書を再度提出して頂く必要はありません。
5	公募設置等計画の内容	公募設置等指針	P26第4章(2)⑥	様式10-2全体計画、様式10-3指定管理に関する計画の「人的基盤、労働条件」及び「実績及び経験」が重複していますが、記載内容に例えばハード部分とソフト部分に分けるなど区別をつける必要があるのでしょうか。	様式10-2では、公募対象公園施設、指定管理など、民間活力導入事業全体での「人的基盤、労働条件」、「実績及び経験」について提案してください。様式10-3では公園の維持管理運営における「人的基盤、労働条件」、「実績及び経験」について提案してください。
6	事業対象区域	要求水準書	P2-2	指定管理除外エリア記載の動物園は、動物園のほか観光牧場、動物ふれあい広場の認識でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
7	公園及び公園施設の清掃業務の範囲	要求水準書	P12-12(3)	公園内の維持管理業務におきまして、専用部分を除くキャンプフィールドとありますが、張り出しデッキなど不特定多数の来園者が立ち入ることが可能な部分は、専用部分から除外するとの認識でよろしいでしょうか？	通常時は不特定多数の利用者が入れる部分であっても、利用者が有料でバーベキューを実施する部分、テントを設営する部分等、有料で利用される部分は専用部分として管理許可で維持管理運営して頂きます。上記のように有料で専用利用が想定される箇所は、その範囲が分けられるような計画としてください。
8	市民団体の補助・支援	別紙資料10	—	市民ボランティア活動団体への補助や支援など貴市にて行っている事項はあるのでしょうか？また、あるようであれば、貴市にて行っていただく認識でよろしいでしょうか？	ボランティア団体には、報償費、消耗品費等の支払いの支援を行っています。それらの費用は、公募設置等指針P22第3章(6)③に示す指定管理料に含まれていますので、今後は認定計画提出者が窓口となり、お支払いして頂く予定です。現在のボランティア団体への活動費用の支払い実績等は、別紙資料23を参照してください。
9	舟遊場の利用実績	別紙資料16-1	—	舟遊場のボート利用実績をお示しいただけますでしょうか？	別紙資料24を参照してください。
10	既存自販機の取り扱い	参考資料3	—	現在、設置されている二台の自動販売機については、指定管理後も継続するのでしょうか？	現状の設置者による設置が継続されます。なお、認定計画提出者が設置管理許可により追加で設置することは可能です。
11	建設工事の実績	様式8-2	—	NO.56の質問区分で回答が建設工事の実績を有する場合は記載してくださいとありますが、どのような実績が必要ですか？一般建築工事と認識してよろしいでしょうか？また実績金額は、いくら以上を記載すればよろしいでしょうか？	都市公園又は都市公園と類似した公園施設と同程度以上の規模の施設の建設業務実績を記載してください。実績金額の規定はありません。
12	自主事業の提案	—	—	植物園の活用を提案した場合、植物園の引き渡しは植物等が撤去された状態となりますか。事業者にて撤去が必要な場合は、現状の植物等の引き渡し先や処分先をご案内いただけるのでしょうか。	植物園を活用する場合は、その機能は一部でも残しつつ、新たな機能を追加する提案としてください。植物の撤去が必要な場合は、認定計画提出者の負担で撤去してください。植物の引き渡し先や処分先を豊田市がご案内することはできません
13	自主事業の提案	—	—	植物園に井戸水の引き込みはありますか。または事業者が引き込むことは可能でしょうか。	井戸水の引き込みはありません。必要な手続きを行い、認定計画提出者が引き込むことも可能とします。
14	活動団体との棲み分け	—	—	プレイパークやリスの会は今後も残るのか。またリスの会の建物が建っている空き地の使用を提案した場合、リスの会との棲み分けについてご教示ください。	プレイパークは今後も継続される予定です。公園内で活動する市民団体は、建物の利用も含めて継続される予定です。既存団体とは、棲み分け等について、必要に応じて協議調整をお願いします。要求水準書P7に示すように、今後は新たな市民団体との協働の推進、市民協働が活発化されるための仕組みづくりも行って頂きます。新たな市民団体との調整も含めて、提案をお願いします。